

利用約款



(約款の適用)

第1条

当ゴルフ場の施設（コース・ハウス等）を利用の方（会員、非会員を問わない）は、快適で、安全なプレーをお楽しみ頂くため、当コースの会則、細則、内規等によるほか、三重県暴力団排除条例の施行（平成23年4月1日）による本契約をお守り頂き、ご利用願うことと致します。

(利用約款の成立)

第2条

当ゴルフ場においてプレーをしようとする方は、当日フロントにおいて所定の署名簿に署名をお願いします。これにより、当ゴルフ場は署名者の施設利用をお引き受け致すこととなります。

(予約の取消し)

第3条

プレーの申し込みは、当ゴルフ場の申し込み規定に従ってフルネームにて申し込み頂きます。予約の受け付けを済ませたら速やかに組合せ名簿のご提出をお願い致します。尚、予約者又は組合せ名簿の氏名に偽名が使用されていた場合は、予約を取消しさせていただきます。（プレー中に上記内容が発覚した場合は、即座にプレーを中断して頂き退場して頂きます。）

(利用者の拒絶)

第4条

当ゴルフ場は次に該当する場合には該当者及びその同伴者の利用（既に利用を開始している場合を含む）をお断りします。

- 満員でスタート時間に余裕がない場合。
- 天災その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズする場合。
- 利用者が暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体及びその団体の関係者である場合。
- 利用者が刺青及びタトゥーをしている場合。
- 偽名または他人名義で申込みが行われた場合。
- 利用者が公の秩序もしくは、善良な風俗に反する行為をなすおそれがあると認められる場合。
- その他本約款に違反し、他の利用者に著しい迷惑をかけた場合。

(利用者の拒否)

第5条

当ゴルフ場は次に該当する場合には該当者及びその同伴者の利用（既に利用を開始している場合を含む）をお断りすることがあります。

- 当ゴルフ場に好ましくない行為があった時、また、行為を行う恐れがあると認められる場合。
- 技術が著しく未熟であって、他人のプレーに迷惑を掛ける場合。
- ルール・マナー・エチケット及び警告を無視してスロープレーを改めない場合。
- その他本約款に違反した場合。

(休業日・開場時刻)

第6条

当ゴルフ場の各施設の休業日と開場時刻は当ゴルフ場の定めるところによります。ただし臨時的に変更することがあります。

(金銭、その他貴重品)

第7条

- 貴重品（金銭、その他高価品）は貴重品ボックスをご利用頂きます。
- 貴重品ボックスをご利用頂いた場合、ご利用時間中はお客様の所有と同等であり、所有物に関してはお客様の責任において管理して頂きます。従ってボックス内の保管品については保障など一切の責任を負いません。また、貴重品ボックスをご利用になられない貴重品についての責任を負いません。
 - 貴重品ボックスをご利用の場合、暗証番号は見破られやすい組合せを避けて設定してください。（1111、1234、生年月日、お客様の番号、ロッカー番号など）

(携帯品、自動車)

第8条

携帯品や場所を提供している駐車場の自動車の盗難損傷については、当ゴルフ場は責任を負いません。

(ロッカーの鍵)

第9条

ロッカーの鍵は当ゴルフ場ではお預かりいたしません。鍵の紛失に起因する事故が発生した場合、当ゴルフ場は責任を負いません。ロッカーの鍵を紛失された場合は、実費をご負担いただきます。

(宅配の事故)

第10条

宅急便については、その物品の受領、保管、発送において当コースは、あくまで当事者を代行して行うもので、その間の事故発生の場合一切責任を負いません。

(プレイヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)

第11条

ゴルフは時により危険を伴う場合がありますのでプレイヤーはエチケット・マナーを守り、全て自己の責任でプレーして頂きます。

(ティーインググラウンドでの素振り)

第12条

素振りは、ティーマーク内の打席又は特に指定された場所以外では行わないでください。プレイヤーはみだりにティーインググラウンドに立ち入らないでください。

(飛距離の確認)

第13条

先行組に対しては、後続組のプレイヤーは自分で飛距離を判断して先行組に打ち込まないよう打球してください。

(打者の前方に出ないこと)

第14条

同伴プレイヤーは、打者の前方には絶対出ないでください。

(隣接ホールへの打ち込み)

第15条

隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですから、プレイヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し慎重にプレーしてください。万一打ち込んだ場合は、そのホールのプレイヤーに合図をし、事故を未然に防いでください。

(コース外への遊び球)

第16条

不慮の事故防止のため正規プレー以外に川などのゴルフ場外に向っての打球は禁止いたします。

(正規プレー以外の禁止)

第17条

- プレイヤーは、エチケット・マナーを守り、他のプレイヤーに迷惑をかけない様にお願いします。また、次に該当する場合には、該当者及びその同伴者の利用（既に利用している場合を含む）をお断りします。
- プレー中は、正規球（1球）のみのプレーとし、コース内での練習をした場合。
 - ホールアウト後、速やかに次のホールに移動し、既に終了したホールでのプレーをした場合。

(乗用カート使用)

第18条

本条は、本クラブ乗用カート（以下「カート」と称します）の利用に対する基準を定め、もって、施設利用者及び施設就業者等の安全、並びに施設の保全を図り、かつ施設利用の充実を期すことを目的とします。

第1項(基本準の遵守)

カートの運転者(以下「運転者」と称します)及び当該カートの同乗者(以下「同乗者」と称し、運転者及び同乗者を総称して「利用者」と称します)は、カート利用に関し、この約款を遵守する義務を負います。キャディ付プレー・セルフプレーにかかわらず全て利用者が遵守する義務を負います。

第2項(運転等の制限)

カートは、ゴルフ場施設外で、利用運行することができません。

第3項(運転者の資格)

- 運転者は、運転免許を有する方に限ります。
- 次の事由ある方は、運転者となることができません。
 - 運転免許に条件が付されている場合に、当該条件を満たしていない方。

(ロ) 酩酊、その他の事由により、正常な運転が困難な方。

第4項(運行責任者)

カートの移動又は停止、同乗者の乗り降り、その他のカート運行に關する事項は、係員が特に指示した事項を除き、運転者(運転者が複数の場合は運転担当者・以下同様)の責任において、これを行ってください。

第5項(走行場所)

カートは、やむを得ない事情がある場合のほかは、所定のカート用通路以外の場所で走行させないで下さい。

第6項(運転中の注意)

運転者は、カートの運転に際しては、次の事項を遵守して下さい。

(1) 走行開始の際の注意事項

(イ) 運転の開始に際しては、必ずブレーキ、その他の装置が正常に作動することを確認してください。

(ロ) 発進は、必ず他の利用者が着座したことを確認した上で、行ってください。

(2) 走行の際の注意事項

(イ) カート用通路の走行に際し、走行法等、(走行方向・一旦停止等)の表示があるときは、これに従って運転してください。

(ロ) 起伏ある場所、上下勾配の場所、曲折した場所を通行する場合には、予め減速のうえ、低速で走行し、かつ必要に応じて、他の利用者に声をかけるなどして、注意を促してください。

(3) 停車等の際の注意事項

(イ) カートは、斜面その他の不安定な場所、あるいは打球が当たる可能性のある場所には、停車又は駐車させないで下さい。

(ロ) カートを離れるときは、必ず他の利用者の降車を確認のうえ、駐車装置(パーキングブレーキ・フットブレーキ)を確実にかけて下さい。

第7項(同乗者等の注意事項)

運転者以外の利用者は、カートの利用に際し、次の事項を遵守して下さい。

(1) カートの走行装置(電源・駆動・ハンドル・停止、駐車装置等)には、手を触れないで下さい。

(2) カートの走行中は、必ず把持部分(アームレスト・アシストグリップ等)に掴まって下さい。

(3) カートの走行中は、カートから身体・衣服・用具等がはみ出さないよう留意して下さい。

(4) カートへの乗車は、カートの定員を守って下さい。

第8項(貴重品及び携帯品等の責任)

ゴルフ用品を含む携帯品及び携帯品の管理は自己責任となります。破損、盗難等が発生した場合、当クラブは責任を負いかねます。

第9項(事故の場合の責任等)

運転者は、カートの運行に關し、故意又は過失により、人身に危害を及ぼし、あるいは施設(カート、その他の施設内の物品を含む)に損傷を及ぼす事故(以下「カート事故」という)を生じた場合には、被害者に対し、当該カート事故により生じた損害を賠償して頂きます。

(退避及び待避所)

第19条

先行組のプレイヤーが後続組に対してプレーさせる時は、後続組全員が打ち終わるまで、待避所または安全な場所で待避してください。

(ホールアウト後の退去)

第20条

ホールアウトしたら直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールへ進んでください。

(雷鳴による退避合図があった場合)

第21条

避難合図があった場合には直ちにプレーを中断し、待避所等安全と思われる場所に退避してください。乗用カートに乗用した状態での退避は大変危険です。必ず退避場所へ避難してください。

(地震の場合)

第22条

当ゴルフ場は地震による被害について責任を負いません。地震があった場合は、直ちにプレーを中断し、斜面の崩壊や橋梁その他工作物の損壊を確認し避難してください。

(急患の場合)

第23条

プレーヤーは、自身の健康状態について十分な配慮をしてください。急患の場合、当ゴルフ場はできる限りの努力をいたしますが、結果について責任を負うことはできません。

(火気使用の禁止)

第24条

コース内やクラブハウス内の火気使用は、所定場所以外は禁止致します。マッチの燃えがら、煙草の吸いがらは必ずよく消して灰皿にお入れください。

(違反の場合の責任)

第25条

利用者が、この利用約款に違反して、第三者に損害賠償等の事故を発生させた場合、また自分が違反して損害等の被害を受けた場合、当ゴルフ場は一切の損害賠償等の責任を負いません。

(プレー終了後のクラブ確認及び保管)

第26条

利用者はプレー終了後、必ずクラブを点検し間違いなく慎重に確認してください。確認後におけるクラブの不足、瑕疵については、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

(施設に損害を与えた場合)

第27条

利用者の故意、または過失により、当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その損害額は弁償していただきます。

(施設内への持込品)

第28条

施設内に下記のものを持ち込むことをお断りいたします。

1. 動物のペット類。
2. 著しく悪臭を放つもの。
3. 銃砲・刀・剣類。
4. 火薬・揮発油等発火、爆発のおそれがあるもの。
5. 騒音を発するもの。
6. その他法令で所持の禁止されたもの。

(禁止の行為)

第29条

施設内で下記の行為は禁止致します。

1. 賭博、その他の風紀をみだす行為。
2. 物品販売、宣伝広告等の行為。
3. 他人に迷惑を及ぼし又は不快感を与える行為。
4. アンダーシャツ、スリッパ等で歩行し他人に不快感を与える行為。
5. 利用者以外(含むギャラリー)のコース内立ち入りの行為。
6. 携帯電話の利用は、電源を切るか、マナーモードにして他のプレーヤーに迷惑のかからないようにしてください。

(同伴者への周知依頼)

第30条

予約代表者は、同伴プレーヤーに対し、本約款の存在とその内容をご了承いただくことにご協力願います。

(セルフプレーに於けるクラブの紛失)

第31条

セルフプレーにおいてのクラブ紛失については当ゴルフ場は一切責任を負いません。

(服装について)

第32条

服装についてはエチケットを守り、他のプレーヤーに不快感を与えない服装にてご来場願います。また、下記の内容にてご来場及びプレーはお断りし、利用を拒絶させていただく場合がございます。

1. ジーパン、Tシャツ、タンクトップ等下着と見間違える服装、作業服、運動着等。
2. サンダル、下駄、スリッパ、雪駄、草履等。
3. その他、当コースが不適切な服装とみなした場合。

(用具について)

第33条

プレーヤーは利用の際、ソフトスパイクのゴルフシューズを必ず着用し、各自クラブセットを必ず持参してのラウンドをお願い致します。また、上記内容を遵守いただけない場合は、該当者及びその同伴者の利用(既に利用している場合を含む)をお断り致します。